

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則を公布する。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(指導書の交付)

第3条 市長は、条例第9条の規定による指導を書面で行うときは、指導書（様式第1）及び指導書交付控（様式第2）を作成し、指導書交付控に当該指導を受けた者の署名を求めた上で、指導書を当該指導を受けた者に交付するものとする。

(警告書の交付)

第4条 市長は、条例第10条の規定による警告を書面で行うときは、警告書（様式第3）及び警告書交付控（様式第4）を作成し、警告書交付控に当該警告を受けた者の署名を求めた上で、警告書を当該警告を受けた者に交付するものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第11条の規定による命令を行おうとする場合においては、当該命令を受ける者に対し、告知・弁明書（様式第5）によりあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、市長は、当該命令を受ける者に対し告知・弁明書交付控（様式第6）に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

(命令書の交付)

第6条 条例第11条の規定による命令は、命令書（様式第7）により行うものとする。

2 市長は、条例第11条の規定による命令を行うときは、命令書交付控（様式第8）を作成し、命令書交付控に当該命令を受けた者の署名を求めた上で、命令書を当該命令を受けた者に交付するものとする。

(報告の徴収)

第7条 条例第12条の規定による報告の徴収は、報告要求書（様式第9）により行うものとする。

（客引き行為等対策指導員）

第8条 条例第9条の規定による指導、条例第10条の規定による警告、条例第11条の規定による命令、条例第12条の規定による報告の徴収、条例第13条第1項の規定による立入調査等、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分その他客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、鹿児島市客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務を行うときは、鹿児島市客引き行為等対策指導員証（様式第10）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（身分証明書）

第9条 条例第13条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第11）による。

（公表）

第10条 条例第14条第1項の規定による公表は、鹿児島市公告式条例（昭和42年条例第2号）第2条第2項に定める掲示場への掲示、インターネットの利用その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第14条第1項第3号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 命令に違反することとなった行為に係る店舗の名称及び所在地

(2) 命令並びに当該命令の原因となる指導及び警告の対象となった行為に係る店舗の名称及び所在地

（意見陳述等の機会の付与）

第11条 市長は、条例第14条第2項の規定による意見の聴取は、当該公表の対象となる者に対し、次に掲げる事項を記載した公表通知・意見陳述書（様式第12）を交付することにより行うものとする。この場合において、市長は、当該公表の対象になる者に対し、公表通知・意見陳述書交付控（様式第13）に当該公表通知・意見陳述書を受領した旨の署名を求めものとする。

(1) 公表しようとする事項

(2) 公表の根拠となる条例及び規則の条項

(3) 公表の原因となる事実

(4) 意見書の提出先

(5) 意見陳述等の期限

2 前項の規定による交付を受けた者は、公表に係る事実につき、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者から、口頭により意見が述べられたと

きは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書（様式第14）を作成し、意見を陳述した者に対して、その内容に誤りがない旨の署名を求めるものとする。

（土地等の所有者等への通知）

第12条 条例第15条の規定による通知は、所有者等通知書（様式第15）により行うものとする。

（過料）

第13条 市長は、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分を行おうとする場合は、当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書によりあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与しなければならない。この場合において、市長は、当該過料処分を受ける者に対し、告知・弁明書交付控に当該告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

2 市長は、条例第19条及び第20条の規定による過料に処するときは、過料処分決定通知書（様式第16）を交付するものとする。この場合において、市長は、当該過料に処する者に対し、過料処分決定通知書交付控（様式第17）に当該過料処分決定通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、市長は、郵送その他の手段により、過料処分決定通知書の受領が確認できる場合は、過料処分決定通知書交付控に過料処分決定通知書を受領した旨の署名を求めることを省略することができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

指 導 書

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
違反場所	鹿児島市	
違反者	住 所 <small>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)</small>	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	電 話 番 号	
違反行為に係る店舗	店 舗 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止） 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、 （ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条（禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止） 禁止区域内で客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせた。	
指導事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、今度、同様の行為を行わないこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定（第7条 第8条）に違反したため、同条例第9条の規定に基づき、上記のとおり指導します。

鹿児島市長

印

留意事項

- この指導に従わず、あなたが禁止区域内において更に上記違反事実と同様の違反行為を行った場合は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第10条の規定に基づく警告の対象になります。
- 1の警告に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第11条の規定に基づく命令の対象になります。
- 2の命令に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第14条の規定に基づく公表及び同条例第19条の規定に基づく過料の対象になります。
- あなたが雇用を受け、業務としてこの違反行為を行った場合は、この指導を受けたことについて、必ず雇用者に知らせてください。

指 導 書 交 付 控

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
違反場所	鹿児島市	
違反者	住 所 <small>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)</small>	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	電 話 番 号	
違反行為に係る店舗	店 舗 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止） 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、 （ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条（禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止） 禁止区域内で客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせた。	
指導事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、今度、同様の行為を行わないこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定（第7条 第8条）に違反したため、同条例第9条の規定に基づき、上記のとおり指導します。

鹿児島市長

上記のとおり指導を受け、これを受領しました。今後は、同条例に違反する行為を行いません。

署名

備考

警 告 書

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
違反場所	鹿児島市	
違反者	住 所 <small>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)</small>	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	電 話 番 号	
違反行為に係る店舗	店 舗 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止） 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、 （ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条（禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止） 禁止区域内で客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせた。	
警告事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、今度、同様の行為を行わないこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定（第7条 第8条）に違反した
 ことについて、_____年___月___日付の指導に従わず、更に同様の違反行為を行ったため、
 同条例第10条の規定に基づき、上記のとおり警告します。

鹿児島市長

印

留意事項

- この警告に従わず、あなたが禁止区域内において更に上記違反事実と同様の違反行為を行った場合は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第11条の規定に基づく命令の対象になります。
- 1の命令に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第14条の規定に基づく公表及び同条例第19条の規定に基づく過料の対象になります。
- あなたが雇用を受け、業務としてこの違反行為を行った場合は、この警告を受けたことについて、必ず雇用者に知らせてください。

警 告 書 交 付 控

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
違反場所	鹿児島市	
違反者	住 所 <small>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)</small>	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	電 話 番 号	
違反行為に係る店舗	店 舗 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止） 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、 （ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条（禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止） 禁止区域内で客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせた。	
警告事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、今度、同様の行為を行わないこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定（第7条 第8条）に違反した
 ことについて、_____年___月___日付の指導に従わず、更に同様の違反行為を行ったため、
 同条例第10条の規定に基づき、上記のとおり警告します。

鹿児島市長

上記のとおり警告を受け、これを受領しました。今後は、同条例に違反する行為を行いません。

署名

備考

告知・弁明書

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

印

あなたが行った違反行為は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）に規定する（第11条の命令 第19条の過料処分）の対象となりますので、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	鹿児島市
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例の規定（ <input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第8条）に違反したことに關し、条例第10条の規定による_____年__月__日付の警告に従わなかった。 <input type="checkbox"/> 条例の規定（ <input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第8条）に違反したことに關し、条例第11条の規定による_____年__月__日付の命令に従わなかった。 <input type="checkbox"/> 条例第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした。 <input type="checkbox"/> 条例第13条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした。
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
弁明書の提出先	（開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間）
弁明書の提出期限	年 月 日 午前・午後 時 分 ※期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。
鹿児島市長 宛て _____年 月 日 以下のとおり、弁明書を提出します。 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名） <input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> 提出期限までに、別途弁明書を提出します。（※）	

- ※別途弁明書を提出する場合は、次の事項を記載した書面を提出してください。
- 違反者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 弁明に係る件名
 - 弁明の内容

告知・弁明書交付控

住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

あなたが行った違反行為は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）に規定する（第11条の命令 第19条の過料処分）の対象となりますので、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	鹿児島市
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例の規定（ <input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第8条）に違反したことに、条例第10条の規定による_____年__月__日付の警告に従わなかった。 <input type="checkbox"/> 条例の規定（ <input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第8条）に違反したことに、条例第11条の規定による_____年__月__日付の命令に従わなかった。 <input type="checkbox"/> 条例第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした。 <input type="checkbox"/> 条例第13条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした。
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出
弁明書の提出先	(開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間)
弁明書の提出期限	年 月 日 午前・午後 時 分 ※期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。
鹿児島市長 宛て _____年 月 日 以下のとおり、弁明書を提出します。 住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名） <input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> 提出期限までに、別途弁明書を提出します。	

上記のとおり告知・弁明書の交付を受け、これを受領しました。

署名

命 令 書

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	鹿児島市
違反者	住 所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	電 話 番 号
違反行為に 係る店舗	店 舗 の 名 称
	所 在 地
	電 話 番 号
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止） 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等 禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、 (<input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち) 行為を (<input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。) <input type="checkbox"/> 条例第8条（禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止） 禁止区域内で客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせた。
命令事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、今度、同様の行為を行わないこと。

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定（第7条 第8条）に違反した
ことについて、_____年___月___日付の警告に従わず、更に同様の違反行為を行ったため、
同条例第11条の規定に基づき、上記のとおり命令します。

鹿児島市長

印

教示

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの通知を受けた
日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法
律第139号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として(鹿
児島市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求
をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算し
て6か月以内に提起することができます。

留意事項

- この命令に従わず、更に同様の違反行為を行った場合は、同条例第14条の規定に基づく氏名及び住
所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等の公表及び同条例第19
条の規定に基づく過料（5万円以下）の対象になります。
- あなたが雇用を受け、業務としてこの違反行為を行った場合は、この命令を受けたことについて、必
ず雇用者に知らせてください。

命 令 書 交 付 控

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
違反場所	鹿児島市	
違反者	住 所 <small>(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名)</small>	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
	電 話 番 号	
違反行為に係る店舗	店 舗 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
違反事実	<input type="checkbox"/> 条例第7条（禁止区域内における客引き行為等の禁止） 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第6条に規定する客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）において、 （ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条（禁止区域内における客引き行為を用いた営業の禁止） 禁止区域内で客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせた。	
命令事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、今度、同様の行為を行わないこと。	

あなたは、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の規定（第7条 第8条）に違反した
 ことについて、_____年___月___日付の警告に従わず、更に同様の違反行為を行ったため、
 同条例第11条の規定に基づき、上記のとおり命令します。

鹿児島市長

上記のとおり命令を受け、これを受領しました。今後は、同条例に違反する行為を行いません。

署名

備考

様式第10（第8条関係）

（表）

第 号	
鹿児島市客引き行為等対策指導員証	
写真	所 属 職 氏 名 生年月日
上記の者は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則第8条第1項に規定する鹿児島市客引き行為等対策指導員であることを証明する。	
年 月 日	
鹿児島市長 印	

（裏）

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（抜粋）
（客引き行為等対策指導員）
第8条 条例第9条の規定による指導、条例第10条の規定による警告、条例第11条の規定による命令、条例第12条の規定による報告の徴収、条例第13条第1項の規定による立入調査等、条例第19条及び第20条の規定による過料の処分その他客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、鹿児島市客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）を置く。
2 指導員は、市長が任命する。
3 指導員は、第1項の事務を行うときは、鹿児島市客引き行為等対策指導員証（様式第10号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦5.3センチメートル、横8.8センチメートルとする。

様式第 1 1 (第 9 条関係)

(表)

第 号	
身分証明書	
写真	所 属 職 氏 名 生年月日
上記の者は、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例第 1 3 条第 2 項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
鹿児島市長	
印	

(裏)

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例 (抜粋)

(立入調査等)

第 1 3 条 市長は、第 9 条の規定による指導、第 1 0 条の規定による警告及び第 1 1 条の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、職員に、違反行為をした者の店舗等に立ち入り、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせること (以下「立入調査等」という。) ができる。

2 立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第 1 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 1 1 条の規定による命令に違反した者

(2) 第 1 2 条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 1 3 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第 2 0 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

備考 大きさは、縦 5. 3 センチメートル、横 8. 8 センチメートルとする。

公表通知・意見陳述書

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

印

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）第14条第1項及び鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（令和5年規則第 号）第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。この公表について、条例第14条第2項の規定に基づき、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えます。

公表しようとする事項	氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)	
	公表の原因となる事実 <input type="checkbox"/> 条例第7条に違反したことに、条例第11条の規定に基づく 年 月 日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条に違反したことに、条例第11条の規定に基づく 年 月 日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（客引き行為を用いた営業）を行った。	
	違反行為に係る店舗の名称	
	違反行為に係る店舗の所在地	
意見陳述等の方法	意見を記載した書面及び証拠書類の提出 ※口頭による意見陳述を行う場合は、担当課へ事前に連絡してください。	
意見書の提出先	[担当課] (平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)	
意見陳述等の期限	年 月 日 午前・午後 時 分 ※期限までに意見書の提出がない場合は、意見陳述等の機会を失います。	
鹿児島市長 宛て 年 月 日 以下のとおり、意見書を提出します。 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名） <input type="checkbox"/> 意見陳述等はありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり意見します。 _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> 提出期限までに、別途意見書を提出します。（※）		

※別途意見書を提出する場合は、次の事項を記載した書面を提出してください。

- (1) 違反者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見陳述等に係る件名
- (3) 意見内容

公表通知・意見陳述書交付控

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）第14条第1項及び鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則（令和5年規則第 号）第10条の規定に基づき、次のとおり公表します。この公表について、条例第14条第2項の規定に基づき、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えます。

公表しようとする事項	氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)	
	公表の原因となる事実 <input type="checkbox"/> 条例第7条に違反したことに關し、条例第11条の規定に基づく 年 月 日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条に違反したことに關し、条例第11条の規定に基づく 年 月 日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（客引き行為を用いた営業）を行った。	
	違反行為に係る店舗の名称	
	違反行為に係る店舗の所在地	
意見陳述等の方法	意見を記載した書面及び証拠書類の提出 ※口頭による意見陳述を行う場合は、担当課へ事前に連絡してください。	
意見書の提出先	[担当課] (平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)	
意見陳述等の期限	年 月 日 午前・午後 時 分 ※期限までに意見書の提出がない場合は、意見陳述等の機会を失います。	
鹿児島市長 宛て 年 月 日 以下のとおり、意見書を提出します。 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名） <input type="checkbox"/> 意見陳述等はありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり意見します。 _____ _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> 提出期限までに、別途意見書を提出します。		

上記のとおり、公表通知・意見陳述書の交付を受け、これを受領しました。

署名

所有者等通知書

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

印

日頃より、市政全般にわたりご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、あなたが所有（貸付又は管理を含む。）している土地又は建物を店舗等の場所として使用している次の者が、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）第11条に規定する命令に違反したため、同条例第14条第1項の規定に基づき、その氏名等を_____年_____月_____日付で公表しました。

つきましては、同条例第15条の規定に基づき、土地又は建物の所有者等に対し、当該公表された内容等について通知します。

公表された 事項	住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名）	
	公表の原因となる事実 <input type="checkbox"/> 条例第7条に違反したことに關し、条例第11条の規定に基づく_____年_____月_____日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（ <input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（ <input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。） <input type="checkbox"/> 条例第8条に違反したことに關し、条例第11条の規定に基づく_____年_____月_____日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（客引き行為を用いた営業）を行った。	
	違反行為に係る店舗の名称	
	違反行為に係る店舗の所在地	
店舗等が所在する土地又は建物の名称及び所在地	(建物の名称) (土地又は建物の所在地) 鹿児島市	
担当課		

過料処分決定通知書

住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

印

あなたは、次のとおり鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）の規定に違反したため、条例第19条の規定に基づき、金 円
の過料に処することを決定しましたので通知します。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	鹿児島市
違反事実	<p><input type="checkbox"/> 条例の規定（<input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第8条）に違反したことに關し、条例第11条の規定による 年 月 日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（<input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（<input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。）</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第13条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした。</p>

教示

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

過料処分決定通知書交付控

住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名）

様

鹿児島市長

あなたは、次のとおり鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例（令和5年条例第42号。以下「条例」という。）の規定に違反したため、条例第19条の規定に基づき、金 円 の過料に処することを決定しましたので通知します。

違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
違反場所	鹿児島市
違反事実	<p><input type="checkbox"/> 条例の規定（<input type="checkbox"/> 第7条 <input type="checkbox"/> 第8条）に違反したことに關し、条例第11条の規定による 年 月 日付の命令に従わず、更に同様の違反行為（<input type="checkbox"/> 客引き <input type="checkbox"/> 客待ち <input type="checkbox"/> 勧誘 <input type="checkbox"/> 勧誘待ち）行為を（<input type="checkbox"/> 行った。 <input type="checkbox"/> 行わせた。）</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第13条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした。</p>

上記のとおり、過料処分決定通知書の交付を受け、これを受領しました。

署名